

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区根岸一丁目一番、最後の住所東京都台東区千束四丁目四番七ー一四〇一

被相続人 亡 飯泉 章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十八日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所東京都港区麻布十番三丁目六番地、最後の住所東京都港区麻布十番三丁目六番地、一福

楽園 被相続人 亡 飯田 栄枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区区代々木一丁目三〇番一

四号天翔代々木ANNEXビル〇一一号室

安永山元法律事務所 被相続人 亡 飯田 栄枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十八日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所東京都渋谷区代々木一丁目三〇番一四号天翔代々木ANNEXビル〇一一号室

安永山元法律事務所 被相続人 亡 飯田 栄枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市片町三丁目一三番地の一、最後の住所東京都府中市宮町三丁目一〇番地

の三 被相続人 亡 白木 清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所東京都目黒区自由が丘一丁目七番一五号ベルテ・フオンタン3F KAI法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奈良 恒則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市大穴南二丁目二六番、最後の住所神奈川県須賀野市三春町五丁目三番地

三春コーポ一〇二 被相続人 亡 谷川 義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

神奈川県横須賀市久里浜四丁目一〇番一ニ号ヤマシチビル五階 被相続人 亡 飯田 栄枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市宝永二丁目六〇三番地、最後の住所福岡県福岡市若杉四丁目六〇一一番地

バルティール若杉一〇三 被相続人 亡 南 英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所福岡県福岡市順化一丁目二四番三二号藤井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小池麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科東川手一三七八番地、最後の住所長野県安曇野市明科東川手一

三七七番地一 被相続人 亡 小林 重幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所長野県松本市深志一丁目二番八号ノパビル四階 浅川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浅川 清実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市瀬戸二六五七番地、最後の住所東京都練馬区石神井町八丁目一六番五号

被相続人 亡 土屋 健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所長野県佐久市岩村田三一二番地 相続財産清算人 司法書士法人山際・竹花

合同事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市蘇原持田町一丁目三五番地、最後の住所岐阜県関市桐ヶ丘三丁目二番

地ひまわりの丘 被相続人 亡 小川 一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十八日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十七日

事務所岐阜県岐阜市真砂町四一六 平和堂ビル二階 高橋博志法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区東野田町五丁目九番、最後の住所大阪府富田林市金剛伏山台一

〇番二六号 被相続人 亡 辰田 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所大阪府中央区南船場四丁目三番一〇号大阪豊田ビル

相続財産清算人 弁護士 福岡 宏海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区玉津三丁目一〇番一

最後の住所大阪府東成区玉津三丁目一〇番一

一号 被相続人 亡 杉浦 睦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所大阪府北区堂島三丁目二番二号近鉄堂島ビル一九階

相続財産清算人 弁護士 小林 孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市城内町四番、最後の住所大阪府茨木市花園二丁目六番一

号 被相続人 亡 中藤貴代美

事務所大阪府茨木市花園二丁目六番一

被相続人 亡 中藤貴代美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所大阪府中央区平野町三一一一〇オーセンティック淀屋橋一〇二

相続財産清算人 弁護士 井上 陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市生野町小野一七八一番地、最後の住所兵庫県朝来市生野町小野一七八一

番地 被相続人 亡 藤原 孝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和八年六月十七日

事務所兵庫県姫路市西駅前町七三 姫路タミナールスクエア六階 弁護士法人法律事務所瀬谷パートナーズ

相続財産清算人 弁護士 巧

第38期決算公告

2026年6月16日 北海道小樽市銭函3丁目524番地9

玉井化成株式会社

代表取締役 佐藤 圭司

代表取締役 (単位:千円)

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在)

Table with 2 main columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債合計 (Total Liabilities), 株主資本 (Shareholders' Equity), and 純資産合計 (Total Equity).